○総務省告示第二百八十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 ［1～10　略］ 11　電波法第四条第四号に規定する無線局であって、無線設備規則第十四条第一項の表七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムのもののうち、同規則第四十九条の三十七に規定する条件に適合する携帯局の無線設備を使用する端末設備 ［二　略］	一　［同上］ ［1～10　同上］ ［新設］ ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［1～7　略］ 周波数割当表 ［第１表　略］ 第２表　27.5MHz-10000MHz	第２　周波数割当表 ［1～7　同左］ 周波数割当表 ［第１表　同左］ 第２表　［同左］

［略］

国内分配（MHz）(4)	無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［略］		
226-235	公共業務用 一般業務用	
［略］		
810-845 J 77	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10―2による。
845-860 J 77	移動　J 106	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用

［同左］

国内分配（MHz）(4)	無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［同左］		
226-235 J 21　J 79 J 80	［同左］	
［同左］		
810-850 J 77	［同左］	
850-860 J 77	移動　J 106	一般業務用

		デジタルMCA陸上移動通信用とし、930-940MHz帯電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用 デジタルMCA陸上移動通信用の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限り、令和11年５月31日までに限る。